

富田林市公共交通事業者応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共交通事業者に対し、富田林市公共交通事業者応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の影響による経営的負担を緩和するとともに、市民等の公共交通の利用を促進し、もって市民生活に不可欠な移動手段である公共交通の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第9条の3第1号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業を行う者を除く。）をいう。
- (3) 運賃等 バス及びタクシーの運賃をいう。
- (4) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特別措置法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (5) 緊急事態 特別措置法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市域を含む区域内を運行又は営業の区域とするバス事業者及びタクシー事業者（以下「バス事業者等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者に属する者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次

に掲げるものとする。

- (1) 感染防止対策事業 バス事業者等が新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために必要な対策を行う事業
- (2) 利用促進対策事業 バス事業者等が公共交通の利用を促進するために運賃の割引その他の必要な対策を行う事業
(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、予算の範囲内で定めるものとし、別表のとおりとする。

（事前協議）

第6条 補助対象者は、第4条第2号に掲げる利用促進対策事業の実施に当たっては、次に掲げる事項についてあらかじめ市長と協議しなければならない。

- (1) 割引運賃の額
- (2) 割引運賃を適用する対象範囲（運行する日時、便、路線及び区間、負担方法その他必要な範囲）
- (3) 割引運賃を適用する対象者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、富田林市公共交通事業者応援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 予算書（様式第2号の2）及び予算書の支出の部の内訳（様式第2号の3）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認められた場合は、速やかに補助金の交付の決定をし、富田林市公共交通事業者応援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第9条 前条の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない事由により、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、富田林市補助金等交付規則（昭和52年富田林市規則第8号。以下「規則」という。）第7条の規定による市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、富田林市公共交通事業者応援補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第4号の2）
- (2) 収支決算書（様式第4号の3）及び収支決算書の支出の部の内訳（様式第4号の4）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき額を確定し、富田林市公共交通事業者応援補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助対象事業の性質上必要があると認めたときは、第8条の交付決定の範囲内で、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者がこの要綱に違反し、又は規則第11条各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全額若しくは一部の返還を、期限を定めて命ずることができる。

（指導及び助言）

第13条 市長は、補助事業者に対し、補助金の執行の適正化を期するために必要に応じて指導及び助言を行い、監査の請求をすることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年要綱第82号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年度に係る事業に限り適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年要綱第85号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

（1） 感染防止対策事業

区分	補助対象経費	補助金の額
バス事業者	本市域で緊急事態の措置を実施した期間において、必要な感染防止対策を行った上、車内等の密度を上げないように配慮した実証運行に要する経費	補助対象経費の全額。ただし、1日当たり5万円を限度とする。
	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、感染防止対策のために実施した設備等の導入等に要する経費（車両における抗菌・抗ウイルス・換気対策、運転席仕切りカーテン隔壁の設置等に要する経費等）	補助対象経費の2分の1の額

備考 1 補助対象者につき200万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（2） 利用促進対策事業

区分	補助対象経費	補助金の額
バス事業者	令和2年11月1日から令和3年2月28日までの間における、正規の運賃等と割引運賃の差額の総額及び利用促進対策事業を実施するために必要な準備、復旧等に係る経費	補助対象経費の全額
タクシー事業者	令和2年11月1日から令和3年2月28日までの間における、正規の料金等と割引料金の差額の総額	補助対象経費の全額